

食安発0603第5号  
平成25年6月3日

各 

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
(公 印 省 略)

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する  
省令について

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第77号）が本日公布され、これにより厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれない。

## 記

### 第1 改正の概要

牛海綿状脳症（BSE）対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下した状況を踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に基づき、と畜場におけるBSE検査の対象月齢を改正するものである。

### 第2 改正の内容

BSE検査の対象となる月齢を、48月（出生の年月日から起算して48月を経過した日を除く。）としたこと。

### 第3 施行期日

平成25年7月1日から施行されるものであること。

### 第4 運用上の注意

と畜場における分別管理等については、別途改正を通知するガイドラインによること。

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢） 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。 以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、 四十八月（ただし、出生の年月日から起算して四十八月を経過し た日を除く。）とする。</p>	<p>（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢） 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。 以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、 三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日 を除く。）とする。</p>